

別記第2（第10条関係）

建設工事等指名停止基準

（趣旨）

第1条 この基準は、市が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条に規定する工事をいう。）並びに建設工事に係る測量、建築関係建設コンサルタント、土木関係建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント委託業務（以下「工事等」という。）の入札参加の有資格者に対する指名停止等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（有資格者）

第2条 この基準において、「有資格者」とは、魚津市建設工事競争入札参加資格者選定要綱（平成22年魚津市告示第109号）第6条又は建設工事に係る測量等の指名競争入札に参加する者に必要な資格等（平成8年魚津市告示第80号）第3の資格者名簿に登載されている者をいう。

（指名停止）

第3条 有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、当該各号に定めるところにより情状に応じて期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 前項の規定により指名停止を行ったときは、工事等の契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第4条 前条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責めを負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

2 共同企業体が別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定に準じ、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該措置要件について該当しないと認められる者を除く。）について、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

第5条 有資格者が一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当するときは、当該各号ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。

2 有資格者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の2倍（当初の指名停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍）の期間とする。

(1) 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第10号から第15号までの措置要件に該当することとなったとき。（前号に掲げる場合を除く。）

3 有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号及び前2項に規定する指名停止の期間の短期より短い期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1まで短

縮することができる。

- 4 有資格者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項に規定する指名停止の期間の長期を超える期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。

(指名停止の期間の変更又は指名停止の解除)

第6条 指名停止の期間中の有資格者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 2 指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該指名停止を解除するものとする。

(指名停止等の決定)

第7条 指名停止、指名停止の期間の変更及び指名停止の解除(以下「指名停止等」という。)は、魚津市請負工事執行適正化委員会の審議を経て、市長が決定するものとする。

(指名停止等の通知等)

第8条 前条の決定を行ったとき、市長は、当該有資格者に対し、遅滞なく指名停止等の内容を通知するとともに、その概要を公表する。

- 2 前項の規定により指名停止等の通知をする場合において、当該指名停止等が市が発注した工事等に係るものであるときは、市長は当該有資格者から必要に応じて改善措置の報告を徴するものとする。

(一般競争入札の参加資格の停止)

第9条 一般競争入札の入札参加資格確認申請期限の日から当該工事の入札までの間において、魚津市から指名停止を受けた有資格者は、一般競争入札の参加資格を停止するものとする。

(随意契約の制限)

第10条 指名停止の期間中の有資格者については、工事等の随意契約の相手方とすることができないものとする。ただし、当該業者と契約を締結しなければ工事等の目的を達することができない特別の理由がある場合で、市長の承認があったときは、この限りでない。

(下請等の禁止)

第11条 市が発注する工事等の全部若しくは一部を、指名停止の期間中の有資格者が下請けし、又は受託してはならない。

(その他の措置)

第12条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告し、又は注意を喚起することができる。

別表第1 現場事故等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
(虚偽記載) (1) 市(市関係公社等を含む。)発注に係る工事等(以下「市発注工事等」という。)の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、入札参加資格確認申請書、入札参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上6か月以内

(過失による粗雑工事) (2) 市発注工事等の施工に当たり、過失により当該工事等を粗雑にしたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(3) 県内における工事等で市発注工事等以外のもの（以下「県内の市以外発注工事等」という。）の施工に当たり、過失により当該工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(契約違反) (4) 第 2 号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり契約に違反し、工事請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(公衆損害事故) (5) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 6 か月以内
(6) 県内の市以外発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 3 か月以内
(工事等の関係者事故) (7) 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき	当該認定をした日から 2 週間以上 4 か月以内
(8) 県内の市以外発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等の関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 2 か月以内

別表第 2 贈賄及び不正行為等に対する措置基準

措 置 要 件	期 間
(贈賄) (1) 次のア、イ又はウに掲げる者が、市職員（市関係公社等の職員を含む。以下同じ。）に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。） イ 有資格者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。） ウ 有資格者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）	逮捕又は公訴を知った 日から 8 か月以上 24 か月以内 6 か月以上 18 か月以内 4 か月以上 12 か月以内

(2) 次のア、イ又はウに掲げる者が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等 ウ 使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上18か月以内 4 か月以上12か月以内 2 か月以上 6 か月以内
(3) 次のア又はイに掲げる者が、県外（使用人にあつては新潟県内又は石川県内）の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上18か月以内 2 か月以上 6 か月以内
（暴力団関係者） (4) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。	当該認定をした日から当該事由に該当しなくなったと認めた日まで
(5) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその使用人（以下「使用人等」という。）が、業務に関し、不正に財産上の利益を得るため又は債務の履行を強要するために、暴力団関係者を使用したと認められるとき。	当該認定をした日から2 か月以上 6 か月以内
(6) 使用人等が、いかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2 か月以上 6 か月以内
(7) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から2 か月以上 6 か月以内
(8) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から2 か月以上 6 か月以内
(9) 有資格者である個人、有資格者である法人の役員又はその経営に事実上参加している者が、暴力団又は暴力団関係者等から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず、市に報告せず、又は所轄の警察署に届け出なかったとき。	当該認定をした日から2 か月以上 6 か月以内
（独占禁止法違反行為） (10) 市発注工事等に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から6 か月以上24か月以内

(11) 県内の市以外発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 4か月以上18か月以内
(12) 県外の公共機関の発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（新潟県及び石川県の区域外の公共機関の発注工事等に関する違反にあつては、代表役員等又は一般役員等が刑事告発を受けたときに限る。）。	当該認定をした日又は 刑事告発を知った日から 2か月以上18か月以内
（競売入札妨害又は談合） (13) 次のア又はイに掲げる者が、市発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った 日から 8か月以上24か月以内 6か月以上24か月以内
(14) 次のア又はイに掲げる者が、県内の市以外発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った 日から 6か月以上24か月以内 4か月以上24か月以内
(15) 次のア又はイに掲げる者が、県外（使用人にあつては新潟県内又は石川県内）の公共機関の発注工事等に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ア 代表役員等 イ 一般役員等又は使用人	逮捕又は公訴を知った 日から 6か月以上24か月以内 2か月以上24か月以内
（建設業法違反行為） (16) 市発注工事等に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 2か月以上9か月以内
(17) 富山県、新潟県及び石川県の区域内において、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（前号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
（不正又は不誠実な行為） (18) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内
(19) 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法（明治40年法律第45号）の規定による罰金刑を宣告され、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上9か月以内